

令和6年2月14日提出

令和6年2月市議会定例会

説明書・参考

議案第5号～議案第7号

島 田 市

説 明 書

議案第5号 島田市手数料条例の一部を改正する条例について

令和元年5月に公布された戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）の施行に伴い、戸籍謄本等の広域交付や戸籍電子証明書提供用識別符号の発行等の新たな事務に係る手数料の額を定める必要があるため、条例の一部を改正し、令和6年3月1日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第6号 島田市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例について

島田市ふるさと応援基金において、企業版ふるさと納税制度を活用して寄せられる寄附金を新たに取り扱うこととするとともに、条文の整理を行うため、条例の一部を改正し、公布の日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第7号 緊急防災工事計画の策定について

防災重点農業用ため池「尾川池」において、地震及び豪雨時における安全性の向上を図るための緊急防災工事の施行に当たり、本計画の策定について土地改良法第87条の4及び第96条の4の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

参考は、別冊のとおりです。

目 次

議案第 5 号	島田市手数料条例の一部を改正する条例について	
	◇新旧条文対照表 -----	4
議案第 6 号	島田市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例について	
	◇新旧条文対照表 -----	12

議案第5号 参 考

新 旧 条 文

例規名 島田市手数料条例

新 条 文

別表（第2条関係）

番号	手数料を徴収する事務	名称	種類	区分	金額
省略					
9	戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく <u>戸籍証明書</u> の交付				
10	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく <u>除籍証明書</u> の交付			省略	
11	戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に	戸籍に記載した事項に関する証明書交付手数料			証明事項1件につき350円

対 照 表

旧 条 文					
別表（第2条関係）					
番号	手数料を徴収する事務	名称	種類	区分	金額
省略					
9	戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく <u>磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部の証明書の交付</u>				
10	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく <u>磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部の証明書の交付</u>			省略	
11	戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に	戸籍に記載した事項に関する証明書交付手数料			証明事項1件につき 350円

	基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付				
11の2	<p>戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項及び12の2の項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>	戸籍電子証明書提供用識別符号発行手数料			戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき400円
12	<p>戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書</p>	除籍に記載した事項に関する証明書交付手数料			証明事項1件につき450円

	<p>基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付</p>				
12	<p>戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書</p>	<p>除籍に記載した事項に関する証明書交付手数料</p>			<p>証明事項1件につき450円</p>

	の交付				
12の 2	<p>戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>	<p>除籍電子証明書提供用識別符号発行手数料</p>			<p>除籍電子証明書提供用識別符号1件につき700円</p>
13	<p>戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定</p>			<p>省略</p>	

	の交付				
13	<p>戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付</p>	省略			

14	戸籍法第48条第2項 (同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務	省略	書類1件につき350円
省略			

備考 省略

例規名 島田市ふるさと応援基金条例

新 条 文

(設置)

第1条 本市を応援するために寄附された寄附金を適正に管理し、運用するため、島田市ふるさと応援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

(1) ふるさと納税制度（個人が地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第2項及び第314条の7第2項の規定による指定を受けた都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金を支出した場合に、当該寄附金について同法第37条の2第1項及び第314条の7第1項の規定による寄附金税額控除を適用する制度をいう。）を活用して寄附された寄附金の額

(2) 企業版ふるさと納税制度（法人が地域再生法（平成17年法律第24号）第13条の2の規定によりまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附をしたときに当該法人に対する道府県民税、事業税及び市町村民税並びに法人税の課税について特例を適用する制度をいう。）を活用して寄附された寄附金の額

対 照 表

旧 条 文

(設置)

第1条 ふるさと島田市を応援するために寄附されたふるさと寄附金を適正に管理し、運用するため、島田市ふるさと応援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、ふるさと島田市を応援するために寄附されたふるさと寄附金の額とする。